

職 責

副代表幹事・弁護士 高橋 正人

裁判長が首を大きく横に振った。その光景を今でも鮮明に覚えている。私が、殺人事件の被害者参加弁護士を受託したときの法廷での出来事である。

事件は、若い娘さんが知り合いの男性に殺された事件である。被告人は法廷で何度も泣き崩れていた。殺人事件であれば、良く見る光景と言えば光景である。しかし、私はそれを冷え冷えとした心境で検察官の隣に座って見ていた。おそらく被害者参加をされたご遺族も同じ気持ちであったであろう。誰がうわべだけの謝罪をされて、納得などできるか！

そもそも、翻って考えてみたい。仮に心底からの謝罪だったとしても、償うこと自体、できないのではないか。犯罪には、反省すれば償える罪と、反省しても償えない罪があると思う。傷害であれば、傷も完治し、治療費も全額払い、100回土下座でもすれば、ひょっとしたら被害者は加害者を許す気持ちになるかもしれない。罪を償ったと評価しても良いかも知れない。

しかし、殺人は別である。遺族は事件前の生活には戻れない。遺族にとって被害の回復などありえない。加害者が反省し、真人間になれば、殺された娘や息子の命が戻ってくるなら、いくらでも反省し、真人間になって欲しいと思う。でも、いくら反省し、更生したとしても殺された被害者の命は戻らない。だからこそ、遺族は、命をもって償って欲しいと思っている。

私が、先ほどの事件の法廷でこのような意見を述べ、訴えてみた。裁判長は横に首を振った。しかし、裁判員全員と若い裁判官は、大きく頷いて聞いてくれていた。「法の世界」にどっぷりつつかると、被害者の声は聞こえなくなるらしい。

松尾明久氏が寄稿しているように「現在の死刑制度を維持し、法に携わる人は職務として、しっかり職責を果たしていただきたい。」と訴えている。私も含めて法曹会に生きる人間は今一度、被害者の声を踏まえた職責とは何かについて考え直してみても良いのではないか。

会 員 の 声

10年待った死刑執行

会員 宇治川 勝義

10年前の平成14年7月31日、横浜で私の両親と甥が、姉の再婚相手だった古澤友幸により殺害されました。

平成19年12月7日に死刑判決。そして平成24年3月29日に死刑が執行されたことを、病院のテレビニュースを見て知りました。漸くこれで両親と甥も、少しは安心できるのではと感じました。そして姉にもこのニュースを見てもらいたかったのですが、目の前で事件が起き、苦しい思いをした姉は、古澤の死刑執行を知ることなく3年前に事故により他界しました。

私は、もっと早い死刑執行を望みます。10年待ってやっと執行されたという思いと苛立ちを覚えました。許されるものなら、自分の手で敵討ちをしたいというのが一番の望みでしたから、死刑執行のニュースは遺族にとって何よりの吉報だと考えます。人を殺したからには、それなりの報いがあるべきだと思います。

死刑囚を管理するのに多額の国の費用を使っていることを知りました。死刑囚に多額の費用を支出するのなら、被害者・遺族にも費やすべきではないでしょうか。

時が経っても、あの時の無惨な姿を忘れることはできないし、古澤に対しての憎しみは、自分が死ぬまで変わることはありません。これからも、生きている限り私と妻の心の傷が癒えることもありません。

これまで「古澤が生きている限り、自分は死ねない。お墓を守らなければいけない」と思い続けてきたのですが、今は張りつめた糸が切れ、心に穴が空いたような状態です。

最後に、天国の両親、甥、姉の心の傷が癒えてくれることを望みます。不謹慎かも知れませんが、あの時、誰か一人でも無事でいたなら、私たち以上の苦しみを受けたものだったでしょう。